

ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB コーポレートセールス(東京都千代田区霞が関 3-2-5 観光庁長官登録旅行業第1767号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4)お申込金(おひとり)30,000 円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 21 日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

*旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス) *旅行日程に明示した視察料金(専用バス料金、ガイド代) *旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋もしくは1人部屋に1人様の宿泊を基準とします。) *旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金(朝食3回、昼食2回、夕食2回) *航空機による手荷物運搬料金 *現地での手荷物運搬料金(一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。) *添乗員同行コースの同行費用※これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

*各食事時における飲物代 *超過手荷物料金 *クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 *渡航手続関係費用 *オプションツアー料金 *日程表に記載のない食事代 *日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費 *運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ) *日本国内の空港施設使用料

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。死亡補償金:2500万円、入院見舞金:4〜40万円、通院見舞金:2〜10万円 携行品損害補償金:お客様1名につき〜15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

上記金額はご旅行履行時に変更になることがございます。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

○通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。

○「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをすることをいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日(解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申し出翌日から 7 日間以内をカード利用日として払い戻します)」となります。

○与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、上記の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●**旅券・査証について**(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

○旅券(パスポート):この(パンフレット記載の)旅行には、有効期間が入国時 6 ヶ月以上残っている旅券が必要です。

○査証(ビザ):30 日の観光目的、対象の空港・海港から入国の場合、査証不要です。

現在お持ちの旅券の有効性の確認、旅券・査証の取得はお客様自身で行ってください。これらの手続代行は、渡航手続料金をいただいております。

●保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

●海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

●海外旅行保険への加入について

海外において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください

●空港諸税について

渡航先の国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等(出入国税、空港施設使用料、税関審査料等)などの支払が義務付けられています。各コースに表示されている旅行代金には、空港税等は含まれておりませんので、別途お支払いが必要です。(当社が日本円で収受する場合は、ご出発の 3 5 日前に、水〜土曜日は 5 週間前の月曜日午前中の終値、日〜火曜日は 6 週間前の月曜日午前中の終値(いずれも三菱東京 UFJ 銀行売渡レート)により換算し、確定いたします。)

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・ガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までに申し出ください。

(3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署になります。

CSR 推進室 〒100-6051 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 12 階 Tel:03-5539-2803(受付時間 平日 9:30〜17:30 e-mail: bwt_privacy@bwt.jtb.jp)

個人情報保護管理責任者: CSR 推進室長

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2016 年 11 月 1 日を基準としています。また、旅行代金は 2016 年 11 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。



一旅行企画・実施一

株式会社 JTB コーポレートセールス

観光庁長官登録旅行業第 1767 号

東京都千代田区霞が関 3-2-5

一般社団法人日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員

＜旅行お申し込み・お問い合わせ先＞

株式会社 JTB コーポレートセールス 新宿第五事業部

〒163-0426 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング26階

TEL:03-5909-8091 FAX:03-5909-8101

営業時間:月〜金/9:30〜17:30(土・日・祝日 休業)

総合旅行業務取扱管理者:前島 正佳

担当:平松・三好

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。